

## 議案第22号

### 幕別町プロポーザル審査委員会条例

#### (設置)

第1条 幕別町が発注する委託、賃借、請負その他の随意契約の締結に当たり、その相手方となる候補者を選定するプロポーザル方式による審査を厳正かつ公平に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関として幕別町プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (定義)

第2条 この条例において、「プロポーザル方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の締結のため、公募又は指名の方法により複数の者から当該随意契約に係る業務の実施に関する企画又は技術に関する提案を求め、これらのうち提案内容及び業務遂行能力等が最も優れた者（以下「事業者」という。）を選定する方式をいう。

#### (所掌事項)

第3条 委員会は、当該委員会を所管する執行機関の長（以下「町長等」という。）の求めに応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 事業者の候補者の選定に関すること。
- (2) その他事業者の候補者の選定に必要なこと。

#### (組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長等が委嘱し、又は任命する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 高度な技術又は専門的な知識を有する者
- (3) 町職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長等が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱され、又は任命された日から事業者の候補者が選定されるまでとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、当該業務の発注を行う課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表の附属機関予防接種健康被害調査委員会の項の次に次のように加える。

プロポーザル審査委員会	委員長	日額	5,700 (高度な技術又は専門的な知識を有する者として選任され、互選された委
-------------	-----	----	--

		員長にあつては、12,000)
委員	日額	5,200 (高度な技術又は専門的な知識を有する者として選任された委員にあつては、10,000)